

平成 27 年 2 月 20 日

受益者の皆様へ

大和住銀投信投資顧問株式会社

「J-REIT オープン（米ドルコース/円コース）」 信託約款の変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、弊社では、ご投資いただいております掲題の各ファンドにつきまして、今般、受益者の皆様が分配金を享受する機会を増やすことで受益者の皆様の分配金に対するニーズに柔軟に対応できるように、年4回決算から年12回（毎月）決算への変更を提案いたしたく、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の定めに基づき、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）の手続きについてご通知申し上げます。

手続きの詳細につきましては、本書面のほか添付の「書面決議参考書類」においてもご案内申し上げます。

つきましては、お手数ですが本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、本件信託約款の変更への賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入の上、弊社までお送りいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 書面決議の手続きおよび日程

事項	日程
受益者および当該受益者の議決権数の確定	平成 27 年 2 月 20 日
書面による議決権の行使期間	平成 27 年 2 月 20 日～平成 27 年 3 月 20 日
書面による決議の日（約款変更の可否決定日）	平成 27 年 3 月 23 日
信託約款変更の適用日（予定）	平成 27 年 4 月 8 日

- 書面による議決権の行使については、平成 27 年 2 月 20 日現在の受益者の皆様（投信法および信託約款の規定に基づき、委託会社である弊社を除きます。以下同じ。）を対象としております。
- 平成 27 年 2 月 20 日現在の受益者の皆様は、上記の議決権の行使期間中に、委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社に対し、書面により、本件信託約款の変更に関し議決権

の行使ができます。詳細は「3. 書面決議の方法」をご参照ください。

- 本決議は、各ファンドにおいて議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決されます。この場合、予定通り平成27年4月8日を適用日とした信託約款の変更を行います。
- 上記の議決権数の賛成を得られず本決議が否決された場合は、本件信託約款の変更は行いません。この場合、本決議の日以降速やかに、その旨を受益者の皆様にお知らせいたします。
- 米ドルコースと円コースの書面決議は別個に行うため、その結果が異なる場合があります。

2. 信託約款の変更の内容および理由

各ファンドにおきましては、平成26年3月10日の設定以来、年4回決算を行って参りましたが、今般、受益者の皆様が分配金を享受する機会を増やすことで受益者の皆様の分配金に対するニーズに柔軟に対応できるように、年12回（毎月）決算に変更するものです（次回決算日平成27年3月9日の次の決算日は平成27年4月9日となります）。

本件信託約款の変更は、決算頻度の変更を行い、受益者の皆様が分配金を享受する機会を増やすことで、受益者の皆様の利益に資すると判断しております。

本件信託約款の変更は、投信法で定める「変更の内容が重大なもの」に該当すると判断し、同法に定める手続きに従い、書面による決議を行うものです。

<投資信託約款の変更の案>

変更後	変更前
<p>(信託の計算期間) 第●条 この信託の計算期間は、平成27年4月以降、原則として毎月10日から翌月9日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成26年6月9日までとし、第5計算期間は、平成27年3月10日から平成27年4月9日までとします。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(信託の計算期間) 第●条 この信託の計算期間は、原則として毎年3月10日から6月9日まで、6月10日から9月9日まで、9月10日から12月9日まで、12月10日から翌年3月9日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成26年6月9日までとします。</p> <p>(以下略)</p>

●…米ドルコース：第36条/円コース：第34条

3. 書面決議の方法

平成27年2月20日現在の各ファンドの受益者の皆様は、同封の「議決権行使書面」に、本件信託約款の変更について賛成または反対される旨および必要事項（①住所、②氏名（ご記名、ご捺印をお願いいたします。）、③電話番号（日中連絡先）、④ファンド名（「J-REIT オープン（米ドルコース）」または「J-REIT オープン（円コース）」とご記入ください。）、⑤取扱販売会社、取引店名、口座番号、平成27年2月20日現在の保有受益権口数）をご記入の上、平成27年3月20日必着で封書等によるご郵送にて下記宛にご送付ください。平成27年3月20日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

【送付先】

〒100-0013

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

大和住銀投信投資顧問株式会社 商品第一部

「J-REIT オープン（米ドルコース/円コース）」 信託約款の変更に関する議決権行使書面受付
窓口 宛

【議決権の取扱い】

同一の受益者の方が本件信託約款の変更につきまして、重複して議決権を行使された場合、議決権の行使の内容が異なるときは、全ての議決権に関して無効とさせていただきます。

また、本件信託約款の変更についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面が提出された場合は、本件信託約款の変更賛成するものとさせていただきます。

なお、投信法および信託約款の規定に基づき、受益者の方が議決権を行使されない場合（議決権行使書面のご返送がない場合）は、本件信託約款の変更賛成するものとさせていただきます。

【ご注意事項】

（注1）各ファンドを複数の販売会社の口座でお持ちの方、同一販売会社であっても複数の取引店の口座でお持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社、取引店名、口座番号、平成27年2月20日現在の保有受益権口数をご記入ください。

（注2）議決権行使書面の記入内容に不備等がある場合、議決権の行使ができなくなる場合があります。

（注3）議決権を行使された受益者の方の議決権数（保有受益権口数）確認のため、取扱販売会社に対して口座等の確認を行う場合があります。したがって、議決権を行使された受益者の方は、当該議決権行使の情報については弊社が取扱販売会社と共有することにつき同意されたものとします。

（注4）必要がある場合は、ご本人様確認のための書類等をご提出いただくことがあります。

本件で取得した情報は、各ファンドの信託約款の変更に関する法令に基づく手続き（書面決議の手続き）のみに利用するものとし、当該目的以外には利用しません。

4. 反対受益者の受益権買取請求の不適用について

改正後の投信法が平成26年12月1日に施行されたことに伴い、各ファンドにおいては、本決議が可決され信託約款を変更する場合においても、投信法に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用は受けないこととなりました。

従いまして、本件信託約款の変更反対された受益者の方は、受託会社に対し、自己に帰属する各ファンドの受益権について、信託財産による買取を請求することはできませんが、本件信託約款の変更反対されたか否かにかかわらず、取扱販売会社では、通常通り、ご換金のお申込みを受け付けいたします。



本件に関するお問い合わせ先：

大和住銀投信投資顧問株式会社 受付窓口

電話番号：0120-286-104

(受付時間は午前 9 時から午後 5 時までです。ただし、土、日、祝日を除きます。)

以上